

事務連絡
令和8年4月30日

各事業者様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課
(公印省略)

「和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金」のご案内

平素より、県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、物価高騰に対応し、あわせて猛暑や災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等を支援することを目的に、国の重点支援地方交付金を活用し、補助金を交付いたします。

該当の事業所におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる施設等

介護サービス事業所・介護施設等

※事業所によっては補助対象外となる場合がありますので、別添の「交付要綱」別表2を必ずご確認ください。

2. 補助対象経費、補助基準単価 別添「交付要綱」別表1及び2をご確認ください。

3. 申請書の提出

(1) 提出期限 令和8年6月30日(火)まで ※事務局必着

(2) 提出先

(3)で示す交付申請書類を、下記のいずれかの方法で提出してください。

【メール】 kaigo_keizoku@c-blessyou.com **※メールでの提出を推奨**

※件名に「【提出】介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（申請者名）」と記載してください。

【郵送】 〒640-8033 和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル5階

和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局 あて

※追跡サービスがあるレターパック、書留等で送付ください。

※事業者控えが必要な場合は、申請書を2部+返信用封筒（切手貼付）を同封ください。

【受理確認について】

事務局到着後3営業日以内を目途に受付完了通知を行いますので、通知がない場合は事務局へご確認ください。

(3) 提出書類（メール、郵送共通）

※①～⑥の様式については、和歌山県長寿社会課ホームページ内に掲載している様式を必ず使用してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00222048.html>（4月30日（木）以降掲載）

- ① 交付申請書（別記第1号様式）※1法人1申請。
- ② 事業所・施設別申請額一覧（別記第1号様式の1）
- ③ 事業実施計画書（事業所単位）（別記第1号様式の2）
※事業所ごとに作成してください。
- ④ 経費の積算根拠が確認できる書類（見積書、金額の載ったカタログ等）
※税抜き価格がわかるものを添付してください。
※事業所ごとに添付してください。
- ⑤ 口座振込依頼書（別記第1号様式の3）
- ⑥ 振込先口座の通帳写し
（表紙、2ページ目の口座情報が記載された見開きページの計2枚）
※申請書様式の、貼り付け用シートにスキャンデータを貼り付けてください。
データの貼り付けが困難な場合は、メール本文へ添付又は別送をお願いします。
- ⑦ 誓約書（別記第2号様式）

〈留意事項〉

同時期に実施している介護施設等に対するサービス継続支援事業（食材料費補助）とは別事業になりますので、申請様式及び提出先に誤りがないようご注意ください。

4. 実施スケジュール

交付申請（事業者→県）：令和8年6月30日（火）まで
交付決定（県→事業者）：令和8年5月以降、順次
事業実施（事業者）：交付決定を受けてから令和8年11月30日（月）まで
実績報告（事業者→県）：令和8年8月受付開始、令和8年12月中旬締切を予定
額の確定（県→事業者）：実績報告審査後、順次。令和9年2月までに通知予定
請求書の提出（事業者→県）：額の確定後、速やかに提出
補助金の支払（県→事業者）：請求書受付後、順次

5. 問い合わせ先

和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局
電話番号：073-494-7450（受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く））

担当 介護保険班 津村

和歌山県

介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（備品等購入支援）のご案内

和歌山県では、物価高騰の影響がある中でも、介護サービス事業所・介護施設等が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる備品等の購入費を支援します。

対象事業所 及び 補助上限額

- 介護事業所・施設 1事業所あたり20万円
- 訪問介護 20万円～50万円※訪問回数により区分
- 通所介護 20万円～40万円※利用者数により区分
- 施設系 定員1人あたり6千円

※補助金の基準単価は対象施設・事業所の種別等により異なりますので、詳しくは裏面をご確認ください。

対象 経費

①気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するために必要な費用

（例）燃料費、ネッククーラー、熱中症対策ウオッチ、光熱水費、業務用スポットクーラー、ホットカーペット等

②災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備する費用

（例）飲料水、ポータブル発電機、衛生用品、簡易浄水器等

交付申請書受付期間

【必着】

令和8年 5月7日(木) ～ 6月30日(火)

申請方法：メールまたは郵送

※メールでの提出を推奨します

※申請は法人単位になります

補助金申請～支払いまでの流れ



【詳細は別添県通知文及び県ホームページをご確認ください。】

URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00222048.html>

問合せ・申請書提出先

和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局

コールセンター 073-494-7450（受付時間 9:00～17:00）

※土日祝日を除く

●補助対象施設・事業所及び基準単価

(単位：千円)

補助対象施設・事業所の種別		基準単価 (1事業所又は1定員あたり)
		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応 (2) 災害備蓄等への対応
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上
5	訪問入浴介護事業所	200 /事業所
6	訪問看護事業所	200 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	200 /事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	200 /事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200 /事業所
13	福祉用具貸与事業所	200 /事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200 /事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200 /事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200 /事業所
22	居宅介護支援事業所	200 /事業所
23	介護老人福祉施設	6 /定員
24	介護老人保健施設	6 /定員
25	介護医療院	6 /定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6 /定員
27	短期入所生活介護事業所	6 /定員
28	養護老人ホーム	6 /定員
29	軽費老人ホーム	6 /定員

【詳細は別添県通知文及び県ホームページをご確認ください。】

URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00222048.html>